

香芝市訓令甲第2号

各 部 課
各出先機関

香芝市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月20日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市文書取扱規程の一部を改正する訓令

香芝市文書取扱規程（平成3年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の2」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第2条中「概ね」を「おおむね」に改める。

第3条中「概ね次の要領によら」を「おおむね次のとおりとし」に改め、同条第1号ただし書中「法規文書」を「条例、規則、告示、訓令甲及び訓令乙等公示を要する文書（以下「法規文書」という。）」に改める。

第4条中「要領によら」を「とおりとし」に改め、同条第6号中「アラビア数字」を「算用数字」に改める。

第5条第1項中「総務課において」を削り、同項第1号中「及び電報」を削り、同条第2項中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第6条第1項中「総務課」を「文書法制課」に改め、同項3号中「上司」を「文書法制課長」に改める。

第7条第2項中「上司」を「課長」に改める。

第8条中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第9条第1項中「総務課以外の」を「文書法制課以外の本庁の」に、「手続き」を「手続」に、「総務課に」を「文書法制課に」に改め、同条第2項中「前項において、」を削り、「第6条に」を「同条に」に、「総務課」を「文書法制課」に改める。

第10条第1項中「宿日直者」を「当直者」に改める。

第13条を削り、第12条を第13条とする。

第11条第1項ただし書中「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同条第2項中「要領によるもの」を「とおり」に改め、同項第1号ただし書中「あるいは」を「若しくは」に改め、同条を第12条とする。

第2章中第10条の2を第11条とする。

第14条第1項中「かかる」を「係る」に改め、同条第2項中「記入」を「記録」に改める。

第16条第1項中「市議会の議決を経た事項及び決裁文書のうち条例、規則、

告示、訓令甲及び訓令乙等公示を要する文書（以下「法規文書」という。）」を「法規文書」に、「総務課」を「文書法制課」に改める。

第17条第1項ただし書中「又は輕易な」を「その他輕易な」に改め、同項第3号中「・認可」を「、認可」に改め、同条第2項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第21条第3項第1号中「第2条」を「第3条」に改め、同項第2号中「第7条又は第8条」を「第8条又は第9条」に改める。

第22条中「総務課に送付し、総務課」を「総合政策課に送付し、総合政策課」に改め、同条ただし書中「あらかじめ総務課」を「あらかじめ文書法制課」に改める。

第23条第2項中「記入」を「記録」に改め、同条第3項中「終わった」を「終えた」に改める。

第24条中「要領により」を「とおりに」に改め、同条第4号中「適宜な」を「適当な」に改める。

第27条中「終わった」を「終えた」に、「総務課」を「文書法制課」に改める。

第28条中「終わった」を「終えた」に、「総務課」を「文書法制課」に改める。

第29条第1項中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第30条中「総務課」を「文書法制課」に改める。

第31条第2項を削る。

第32条中「上司」を「主管課長」に改める。

第34条中「総務課」を「文書法制課」に、「あたり」を「当たり」に改める。

第6号様式中「第7条、第10条の2、第33条関係」を「第7条、第11条、第33条関係」に改める。

第7号様式中「第11条、第12条関係」を「第12条、第13条関係」に改める。

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式（第 2 3 条関係）

郵便発送簿

月 日	摘 要	発 送 先 等	受	払	残 高	取扱者	確 認 者	備 考

第13号様式（第27条関係）

保存文書目録

課

分類 ファイル番号	年度	ファイル件名

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。